

○国立大学法人埼玉大学ハラスメントの防止等に関する規則

〔平成16年4月1日
規則第130号〕

改正	平成17. 3. 10	16規則211	平成18. 4. 1	18規則50
	平成18. 6. 22	18規則112	平成19. 4. 1	19規則27
	平成21. 9. 24	21規則49	平成22. 9. 30	22規則47
	平成24. 10. 22	24規則34	平成25. 3. 26	24規則72
	平成27. 3. 20	26規則114	平成28. 12. 15	28規則18
	令和2. 4. 23	2規則6	令和4. 3. 17	3規則40
	令和4. 10. 27	4規則25	令和5. 6. 22	5規則13
	令和5. 9. 7	5規則30	令和6. 3. 28	5規則94

目次

第1章 総則（第1条－第5条の2）

第2章 防止委員会・予備審査会（第6条－第15条）

第3章 ハラスメント相談への対応（第16条－第34条）

第4章 雑則（第35条－第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適正に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、本学の構成員の教育若しくは研究又は就労若しくは就学（以下「就労・就学」という。）における環境等を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「セクシュアル・ハラスメント」とは、構成員又は関係者が他の構成員又は関係者の意に反して行う性的な性質の不適切な言動をいう。
- (2) 「アカデミック・ハラスメント」とは、教員がその職務上の地位又は権限その他人間関係等の優位性を不当に利用して他の教員又は学生等に対して行う研究上若しくは教育上又は就学上の不適切な言動をいう。
- (3) 「パワー・ハラスメント」とは、構成員がその職務上の地位又は権限その他人間関係等の優位性を不当に利用して他の構成員又は関係者に対して行う就労・就学上の不適切な言動をいう。
- (4) 「妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント」とは、女性教職員の妊娠・出産に関することや教職員の育児・介護に関することについて、当該教職員に対して行う就労上の不適切な言動をいう。

- (5) 「その他のハラスメント」とは、構成員又は関係者が他の構成員又は関係者に対して行う、就労・就学上の環境を害する不適切な言動のうち、前各号以外のものをいう。
- (6) 「ハラスメント」とは、前各号に掲げる言動及びこれに類する言動をいう。
- (7) 「ハラスメントに起因する問題」とは、ハラスメントのため構成員の就労・就学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して構成員が就労・就学上の不利益を受けることをいう。
- (8) 「構成員」とは、教職員及び学生等をいう。
- (9) 「教職員」とは、本学の教員、事務職員、技術職員、非常勤職員、委託契約職員等をいう。
- (10) 「学生等」とは、児童、生徒、学生、科目等履修生、研究生等本学において就学する者をいう。
- (11) 「関係者」とは、学生等の保護者、関係業者等本学又は構成員と就労・就学上において一定の関係を有する者をいう。
- (12) 「不利益」とは、昇任、配置換等及び昇格、昇給、勤勉手当等の給与上の取扱い等に関する不利益、進学、進級、成績評価及び教育研究上の指導を受ける際の取扱いにおける不利益、誹謗中傷を受けることその他事実上の不利益をいう。
- (13) 「監督者」とは、構成員を監督する地位にある者（事実上監督していると認められる地位にある者を含む。）をいう。
- (14) 「相談者」とは、構成員及び関係者のうち、相談員に対しハラスメントに関する相談及び苦情申出（以下「ハラスメント相談」という。）を行う者をいう。
- (15) 「当事者」とは、被害者とされる者及び加害者とされる者をいう。

（構成員の責務）

第3条 構成員は、この規則及び学長が別に定める指針に従い、ハラスメントを行ってはならない。

（監督者の責務）

第4条 監督者は、次に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、構成員に対して注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 構成員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(学長の責務)

第5条 学長は、本学のハラスメントの防止及び排除に関し統括し、必要な措置を講ずるものとする。

(研修等)

第5条の2 学長は、ハラスメントの防止及び排除を図るため、構成員に対し、必要な研修等を実施するものとする。

2 学長は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、再発防止に向けて、構成員の意識啓発、研修その他必要な措置を講ずるものとする。

第2章 防止委員会・予備審査会

(防止委員会)

第6条 本学に、ハラスメントの防止等に関する必要な措置を講じるため、国立大学法人埼玉大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、ハラスメントの防止及び排除に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(審議事項)

第7条 防止委員会は次に掲げる事項を審議し、必要な連絡調整を行う。

- (1) ハラスメントの防止等に係る基本方針に関すること。
- (2) ハラスメント相談への対処並びにハラスメント行為の事実認定及び被害の救済に関すること。
- (3) ハラスメントの防止等に係る研修・啓発活動に関すること。
- (4) ハラスメントの防止等に必要な措置等に関する自己点検・評価及び改善に関すること。
- (5) その他ハラスメントの防止等に関すること。

(組織)

第8条 防止委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 教育機構長
- (3) 研究機構長
- (4) 各学部長
- (5) 人文社会科学研究科長
- (6) 理工学研究科長
- (7) 事務局長
- (8) ダイバーシティ推進センター長
- (9) 総務部長
- (10) 学務部長

(会議)

第9条 防止委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 防止委員会委員長は、予備審査会の議を経て防止委員会を招集し、その議長となる。
- 3 防止委員会に副委員長を置き、防止委員会委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 防止委員会委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 防止委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 6 防止委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 防止委員会は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 防止委員会委員長は、ハラスメントに付随したハラスメント以外の問題の存在について報告を受けた場合は、速やかに当該事案を所掌する部局等に対応を依頼する。

(予備審査会)

第10条 防止委員会委員長は、ハラスメントに関する申立ての事案に係る取扱いを検討するため、予備審査会を置く。

(検討事項)

第11条 予備審査会は、相談員からのハラスメント相談の報告に基づき、当該事案の内容、性質等及び相談者の意向等に応じて、次に掲げる措置について検討する。

- (1) 全学での調査又は調停が必要な場合は、防止委員会を招集する。
- (2) 緊急対応等が必要な場合又は相談者が調査、調停のいずれも行いうことを希望しない場合は、関係部局の監督者へ対応を指示する。

(組織)

第12条 予備審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 防止委員会委員長
- (2) 防止委員会委員長が必要と認めた者

(会議)

第13条 防止委員会委員長は、予備審査会を招集し、その議長となる。

(指示への対応)

第14条 監督者は、防止委員会委員長から指示された当該事案の状況確認を行うため、速やかに当事者その他関係する者から聴き取り調査等を行うとともに、必要に応じて収束に向けた状況の改善を講ずるものとする。

- 2 監督者は、指示を受けた日から原則1か月以内に必要な措置を講じるとともに

防止委員会委員長へその結果を報告しなければならない。

(結果報告への対応)

第 15 条 防止委員会委員長は、前条第 2 項に基づく報告を受けた場合は、速やかに次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 当該事案の改善が完了したと判断する場合は、当該部局の監督者へ再発防止に努めるよう指示するとともに、その旨を予備審査会に報告する。

(2) 当該事案の改善が不調であると判断する場合は、予備審査会を招集し、対応について審議する。

第 3 章 ハラスメント相談への対応

(相談員)

第 16 条 ハラスメント相談を受け付け、対応するために、防止委員会の下に相談員を置く。

2 相談員の総括責任者は、防止委員会委員長をもって充てる。

(相談員の任務)

第 17 条 相談員は、ハラスメント相談を受け付けた場合、プライバシーを尊重しつつ、適切かつ迅速に問題を解決するため、次に掲げる事項を行う。

(1) 相談者への対応

(2) 相談者に対する助言

(3) 防止委員会委員長への報告

(相談員の構成)

第 18 条 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 教育学部から選出された教員 原則として男女各 1 人

(2) 人文社会科学部から選出された教員 原則として男女各 2 人

(3) 理工学研究科から選出された教員 原則として男女各 3 人

(4) 保健センターから選出された教員 1 人

(5) 附属学校のうちから選出された教員 男女各 1 人

(6) 事務系職員 男女各 2 人

(7) その他学長が必要と認めた者

2 前項の相談員は、学長が任命する。

3 第 1 項の相談員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(調査委員会)

第 19 条 防止委員会は、ハラスメントの事実関係調査のため、必要がある場合は、国立大学法人埼玉大学ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を事案ごとに置くことができる。

(任務)

第20条 調査委員会は、本学におけるハラスメントに係る案件の調査のために次に掲げる業務を行う。

- (1) ハラスメント相談に関し、中立・公正な立場で、被害者とされる者又は加害者とされる者その他関係する者から事情を聴取し、その事実関係に係る調査結果を文書により防止委員会に報告すること。
- (2) その他当該案件の事実関係を明らかにするために必要となること。

(組織)

第21条 調査委員会は、防止委員会委員長の推薦に基づき、学長が指名する者若干人をもって組織する。

- 2 委員の任期は、当該案件に係る任務が終了するまでとする。

(会議)

第22条 調査委員会に委員長を置き、前条第1項の委員の互選により定める。

- 2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 4 調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開催し、任務を行うことができない。
- 5 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(調査の終了)

第23条 調査は、次の各号のいずれかに該当した場合、調査結果を文書により防止委員会に報告の上終了するものとする。

- (1) 調査委員会の調査が完了したとき。
- (2) 被害者とされる者が調査の打ち切りを申し出たとき。ただし、防止委員会が調査を打ち切ることが不適切であると判断したときは、この限りでない。
- (3) 設置後2か月を経過しても調査が完了せず、相当期間延長してもなお完了の見込みが無いと防止委員会が判断したとき。

(調査報告の取扱い)

第24条 防止委員会は、前条に規定する報告に基づき審議するとともに、改善策について協議するものとする。

- 2 防止委員会委員長は、審議結果を学長へ報告するとともに、当事者へ通知するものとする。
- 3 関係者のプライバシー保護並びに人権を守るため、当事者は、通知で知り得た事実を正当な理由なく第三者に口外しないものとする。

(再調査)

- 第25条** 当事者は、調査の結果に不服があるときは、前条第2項の通知を受けた日から1か月以内に1回に限り、防止委員会へ再調査を請求することができる。
- 2 前項に規定する再調査請求があったときは、防止委員会において再調査の必要性を審議し、その結果を請求者へ通知する。
- 3 防止委員会は、再調査を行うことを決定した場合、既に行われた事実関係調査とは異にする者により調査を行わせなければならない。
- 4 第20条から第24条までの規定は、再調査に準用する。
- 5 防止委員会は、再調査の結果、新たな事実の存在が認められた等により当初の調査結果に影響を与えるものと判断する場合は、当該調査報告の取り消しを行う。

(調停委員会)

第26条 防止委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、事案ごとに国立大学法人埼玉大学ハラスメント調停委員会（以下「調停委員会」という。）を置くことができる。

- (1) 被害者とされる者から紛争の調停の申出があったとき。
- (2) 防止委員会が調停委員会を設置することが必要と判断したとき。

(任務)

第27条 調停委員会は、本学におけるハラスメントによる当事者の間における協議を援助するために次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害者とされる者からの申出に係る当事者間の協議が円滑に進むよう、立会いのもと援助すること。
- (2) 当事者に、申出に係る調停案を提示すること。
- (3) 申出に係る調停が成立した場合、合意文書を作成すること。
- (4) その他調停に関すること。

(組織)

第28条 調停委員会は、防止委員会委員長の推薦に基づき、学長が指名する者若干人をもって組織する。

- 2 委員の任期は、当該案件に係る調停が終了するまでとする。

(会議)

第29条 調停委員会に委員長を置き、前条第1項の委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員長は、調停委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 4 調停委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開催し、任務を行う

ことができない。

(調停の終了)

第30条 調停は、次の各号のいずれかに該当した場合、調停結果を文書により防止委員会に報告の上終了するものとする。

(1) 調停が成立し、合意文書を作成したとき。

(2) 被害者とされる者が調停の打ち切りを申し出たとき。

(3) 設置後2か月を経過しても調停が完了せず、相当期間延長してもなお完了の見込みが無いと防止委員会が判断したとき。

(調停の不成立)

第31条 調査委員会による事実関係調査を経ずに調停委員会が設置された場合において調停が成立しなかったときは、被害者とされる者は防止委員会に対し、調査委員会の設置を求めることができるものとする。

(公正の確保、プライバシーの保護等)

第32条 ハラスメントに関する対応にあたっては、公正を期するとともに、当事者及びその他の関係者のプライバシー等の尊重に留意し、人権の侵害にならないよう十分配慮しなければならない。

(ハラスメント行為に対する措置)

第33条 学長は、ハラスメント行為の事実が認められた場合は、本学の関係規則等に基づく所定の手続を経て厳正な処分を行うと共に、就労・就学上の環境の改善を行う等、必要な措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第34条 学長、監督者及び教職員は、ハラスメント相談、ハラスメント相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした構成員及び関係者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

第4章 雑則

(附属学校における対応)

第35条 この規則に定めるもののほか、附属学校におけるハラスメントの防止等に関する必要な事項は、教育学部長が別に定める。

(事務)

第36条 防止委員会に関する事務は、総務部人事課及び学務部学生支援課において処理する。

(その他)

第37条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 3.10 16規則211）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 4. 1 18規則50）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18. 6.22 18規則112）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則27）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21. 9.24 21規則49）

- 1 この規則は、平成21年9月24日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に任命されている相談員は、改正後の第12条第2項の規定に基づき任命されたものとみなし、その者の任期は現に任命されている期間と同一の期間とする。
- 3 次に掲げる要項は、廃止する。
 - (1) 国立大学法人埼玉大学セクシュアル・ハラスメント相談員の役割及び任務に関する要項（平成16年4月1日制定）
 - (2) 国立大学法人埼玉大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会要項（平成16年4月1日制定）
 - (3) 国立大学法人埼玉大学セクシュアル・ハラスメントに係る調停実施要項（平成16年4月1日制定）

附 則（平成22. 9.30 22規則47）

この規則は、平成22年9月30日から施行する。

附 則（平成24.10.22 24規則34）

この規則は、平成24年10月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25. 3.26 24規則72）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3.20 26規則114）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の第12条第1項第2号から第7号の規定による相談員は、改正後の第12条第1項第3号から第8号の規定による相談員とみなし、その任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとし、再任を妨げない。
- 3 この規則施行後、第12条第1項第2号の規定により最初に選出される相談員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとし、再任

を妨げない。

附 則（平成28.12.15 28規則18）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2.4.23 2規則6）

この規則は、令和2年4月23日から施行する。

附 則（令和4.3.17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4.10.27 4規則25）

この規則は、令和4年10月27日から施行する。

附 則（令和5.6.22 5規則13）

この規則は、令和5年6月22日から施行する。

附 則（令和5.9.7 5規則30）

この規則は、令和5年9月7日から施行する。

附 則（令和6.3.28 5規則94）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。